

令和2年第7回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和2年7月17日（金）第7回鹿沼市農業委員会総会を北押原コミュニティセンター会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 福 田 春 男
4番 矢 野 律 子	5番 根 本 和 男	6番 青 柳 秀 男
7番 石 川 喜 治	8番 村 上 信 吉	9番 福 田 裕
10番 廣 田 和 世	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 篠 原 和 夫	14番 鈴 木 克 男	15番 牧 島 俊 男
16番 大 森 用 子	18番 益 子 裕 幸	(17名)

欠席委員 17番 毛 塚 欣 伸

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒 場 久 和	農地調整係長 福 田 昌 子
	主任主事 星 野 昭 彦	主 事 山 内 千 明
経済部農政課	主 事 鈴 木 涼 平	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福 田 昌 子

—◇—

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午後4時00分、第7回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

2番 豊田 道有 委員、16番 大森 用子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いた

します。今回は、贈与2件、交換2件、売買3件、使用貸借権設定1件、計8件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎青柳秀男委員 1番は、下沢の●●さんから同じく下沢の●●さんへの売買です。1、2年前にも●●さんは農地を取得していますが、きちんと管理しており、問題ありませんので、承認をお願いします。

◎村上信吉委員 2番は、父親から次男への贈与となります。長男もおりますが、母親が寝たきりになった時、長男が俺は世話をしないと云ったので、家を出されてしまったんです。●●さんも寝ているような状態なので、相続の時にもめるよりも、今こういうかたちで次男に継がせた方がいいとなったようです。次男は、一生懸命ニラの栽培をしているので問題ありません。承認をお願いします。

◎江俣伸一委員 3番、4番は交換なので、一括して説明します。●●さんは、ニラの栽培と鶏、ブロイラーをやっています。●●さんは、ニラ農家です。特に●●さんは、細かく分かれていた農地がまとまって、利便性が上がると思います。5番は、花岡町の●●さんから、●●さんへの売買です。こちらも問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎篠原和夫委員 6番、茂呂、●●さんから、●●さんへの使用貸借権設定の件は、譲受人の●●さんはニラ農家で、他人に迷惑をかけることはありませんので、承認をお願いします。7番は、祖父所有の農地を、孫に贈与するものです。父親は婿さんなので、一代抜いて孫に贈与になります。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎牧島俊男委員 8番、中栗野の件は、事情があつて、弟の●●さんが農地を所有できなくなったため、農業をやっている兄の●●さんが買うことになったものです。承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から8番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、富岡における●●申請の特殊肥料生産場への転用については、東を畑、

西と南と北を山林に囲まれた農地です。転用目的にある特殊肥料とは、木くずを発酵させて堆肥とするものです。計画によりますと工場などの建設は行わず、土地の整地のみを行い生産場といたします。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、千渡における●●申請の工事車両用駐車場への転用については、東を道路、西と南と北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。3番、千渡における●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用については、東を宅地、西と南を道路、北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。4番、板荷における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と西と南を畑、北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、西沢町における●●申請の駐車場への転用については、東を宅地と山林、西と北を道路、南を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。6番、中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と西と北を畑、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。7番、下永野における●●申請の杉の植林のための転用については、東と北を山林、南を宅地、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、上永野における●●さん申請の太陽光発電設備への転用については、東と西と北を畑、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、1番の案件が豊田道有委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（大森用子委員）さる7月14日に、私と豊田委員、駒場局長、福田係長、星野主任主事で現地調査を行いました。農地法第5条第1項の許可申請について、1番の現地調査の結果を報告します。1番、富岡の件は、特殊肥料生産場への転用です。山林に囲まれた畑で、周囲の状況から問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、1番について担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 1番、富岡、●●の特殊肥料生産場への転用の件は、豊田委員が苗木の育成畑にしていたところです。木のチップを積んで堆肥にするということです。問題ありませんので、承認お願いします。

◎議長は、議案第2号の1番の案件について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。議長は、豊田道有委員の入室を促し、1番を除

くその他の案件について、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（大森用子委員）農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を、2番から4番を私、5番から8番を豊田委員が報告します。2番、千渡の件は、太陽光発電設備設置のための工事車両駐車場への一時転用です。草刈りはしてありましたが、耕作はしていないようでした。問題ないと見てきました。3番、千渡の一般住宅への転用は、周囲はすでに住宅が広がっているところで、問題ないと見てきました。4番、板荷の太陽光発電設備への転用は、道路沿いのワラビ畑でした。周囲の状況から問題ないと見てきました。5番からは豊田委員をお願いします。

◎現地調査員（豊田道有委員）5番、西沢町、売買による●●の駐車場への転用は、問題ないと見てきました。6番、中粕尾の売買は、●●による太陽光発電設備への転用です。山の近くで荒れ放題になっており、太陽光にすればきれいになるかなと見てきました。7番、下永野の●●による杉の植林ですが、周りも同じような状況なので、問題ないと見てきました。8番、長野県の●●さんによる、上永野の太陽光発電設備への転用は売買で、周囲の状況から問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 2番、工事車両用駐車場への転用は、千渡山に大きく太陽光発電設備を作る計画がありまして、そのための一時転用です。現地調査員の説明のとおり問題ありません。3番、同じく千渡の一般住宅への転用の件は、転用者の●●さんが、●●さんの娘で、親の家の後ろに分家を建てるものです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎矢野律子委員 4番、板荷の太陽光発電設備への転用は、現地調査員の説明のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎廣田和世委員 5番の西沢町の駐車場への転用は、元々荒れたところで、何も使っていない場所でした。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎大森用子委員 6番、中粕尾の件は、現地調査員の説明のとおりです。太陽光発電設備の設置で、きれいになるかなと思います。7番、下永野の件は、植林のための転用です。こちら草だらけで、植林すれば下草も管理され、きれいになると思いました。8番、上永野の件は、太陽光発電設備への転用で、転用者の●●さんは、太陽光発電関係の会社の人だと聞きました。●●さんはお勤めしていて、お母さんも高齢で農業ができる状態ではありません。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、2番から

8 番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事） 議案第 3 号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和 2 年 7 月 8 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。12 ページに記載のある「中間管理事業」についてご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、集積計画と農用地利用配分計画を作成する必要がありますが、令和元年 11 月施行の改正農地バンク法により、令和 2 年 4 月から、農地の出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、集積計画のみで出し手から中間管理機構へ、そして受け手への貸付が可能となる集積計画一括方式が導入されました。今回記載の中間管理事業は集積計画の一括方式による申請になります。では、議案書 11 ページをご覧ください。新規の利用権設定が、20 件、50 筆、97,719 m²となっております。続いて、議案書 12 ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、2 件、7 筆、19,561 m²となっております。続いて、議案書 13 ページをご覧ください。所有権移転が 1 件、1 筆、1,024 m²となっております。これら合計 23 件、58 筆、面積 118,304 m²となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第 3 号について質問や意見を求めたが、質問や意見が無いため、1 番から 2 3 番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第 4 号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（鈴木主事）農政課農政係の鈴木です。よろしく申し上げます。議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。議案書 14 ページ 2 番の件について、権利関係が移動なしとなっておりますが、使用貸借に修正をお願いします。

それでは、議案第 4 号 鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、ご説明させていただきます。議案書 1 4 ページをご覧ください。議案書に入る前に、今回申請がありました案件について総括的な説明をさせていただきます。今回の農振農用地区域からの除外申出案件は、令和 2 年 5 月 3 1 日までに受理した 3 件であります。筆数は 3 筆で、面積は 2,813 m²です。地目別の内訳で申しますと、田が 2 筆で 2,431 m²、畑が 1 筆で 382 m²となっ

ています。目的別内訳では、一般住宅敷地が2件で799㎡、駐車場敷地が1件で2,014㎡です。こちらにおきましても、農政課では全ての案件について現地調査を行いました。また、農業振興地域整備促進協議会調査部会では7月27日に現地調査を行う予定です。それでは、今回除外の申出のあった案件について説明いたします。番号1番 下日向 ●●さん申出の駐車場敷地です。場所は上日向地内セブンイレブン鹿沼上日向店から南に約650mに位置しています。利用予定者は●●です。現在駐車場として利用している借地が、土地所有者の都合により契約解除を求められたため、駐車場敷地が不足してしまうことから当該申出地を選定しました。面積は1筆で2,014㎡、北側を宅地・畑、西側を田、東・南側を宅地・田に接しています。続いて番号2番 加園 ●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は野尻地内野尻直売所から北に約750mに位置しています。利用予定者は●●さんで、土地所有者の●●さんは、●●さんの父にあたります。●●さんは現在借家住まいをしており、子供のことを考えると現在の住宅が手狭になることや、共働きのため子供の面倒を実家の両親に見てもらえることも考慮し、実家の近くの当該申出地を選定しました。面積は1筆で417㎡、北・東側を田、西側を宅地、南側を畑に接しています。続いて番号3番 中栗野 ●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は中栗野地内中入あわのむらづくり遊の郷直売所から北西に約800mに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、現在妻の実家に住んでいますが、2人の子供が大きくなり、手狭になったため住宅の建築を計画し、●●さんの実家の近くである当該申出地を選定しました。面積は1筆で382㎡、北・東側を畑、西側を宅地、南側を田に接しています。最後に、いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替える土地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われれます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎根本和男委員 1番、下日向の件は、ただ今の農政課の報告のとおりで問題ありませんので、ご承認よろしく願いします。

◎石川喜治委員 2番、加園の件は、農政課の報告のとおり問題ありませんので、ご承認よろしく願いします。

◎牧島俊男委員 3番、中栗野の件は、今まで嫁さんの家の間借りしていたのを、今度は自分たちで●●さんの実家の近くに家を建てることになりました。この地域に家が増えることは喜ばしいことです。問題ありませんので、ご承認お願いします。

◎議長は議案第4号について他に意見を求めたが、意見はなかったため、1番から3番については異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後4時52分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和2年7月17日

議 長

署名委員

署名委員
